

日立都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により日立都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年3月23日

日立市長 小川 春 樹



記

- 1 都市計画の種類
日立都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 第一種低層住居専用地域
 - ア 追加する部分
東大沼町1丁目、東大沼町2丁目、東大沼町3丁目、東大沼町4丁目の各一部
水木町2丁目の一部
森山町1丁目の一部
久慈町5丁目の一部
 - イ アに係る規制の内容
建蔽率50%、容積率100%以下、建築物の高さの限度10m以下
 - ウ 削除する部分
東大沼町1丁目、東大沼町2丁目、東大沼町4丁目の各一部
水木町2丁目の一部
森山町1丁目の一部
久慈町5丁目の一部
 - (2) 第一種中高層住居専用地域
 - ア 追加する部分
大みか町6丁目の一部
久慈町3丁目の一部
 - イ アに係る規制の内容
建蔽率60%、容積率200%以下
 - ウ 削除する部分
東金沢町2丁目の一部
東大沼町2丁目の一部
水木町2丁目の一部
久慈町3丁目の一部

(3) 第一種住居地域

ア 追加する部分

東金沢町1丁目、東金沢町2丁目の各一部
東大沼町1丁目、東大沼町2丁目、東大沼町4丁目の各一部
水木町2丁目の一部
森山町1丁目の一部
久慈町3丁目、久慈町5丁目の各一部

イ アに係る規制の内容

建蔽率60%、容積率200%以下

ウ 削除する部分

東大沼町1丁目、東大沼町2丁目、東大沼町3丁目、東大沼町4丁目の各一部
水木町2丁目の一部
森山町1丁目の一部
大みか町6丁目的一部分
久慈町3丁目、久慈町5丁目の各一部
南高野町1丁目的一部分

(4) 商業地域

ア 追加する部分

イ アに係る規制の内容

建蔽率80%、容積率400%以下

ウ 削除する部分

久慈町3丁目的一部分

(5) 工業地域

ア 追加する部分

久慈町5丁目的一部分
南高野町1丁目的一部分

イ アに係る規制の内容

建蔽率60%、容積率200%以下

ウ 削除する部分

東金沢町1丁目、東金沢町2丁目の各一部
東大沼町1丁目、東大沼町2丁目の各一部

3 縦覧場所

日立市役所 都市建設部 都市政策課

以上

日立都市計画用途地域の変更（日立市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（日立市）

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層住居 専用地域	約 176 ha	8 / 10 以下	4 / 10 以下	—	—	10 m	割合
	約 752 ha	10 / 10 以下	5 / 10 以下	—	—	10 m	
小 計	約 928 ha						約 18.3 %
第二種低層住居 専用地域	約 78 ha	15 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	10 m	
小 計	約 78 ha						約 1.5 %
第一種中高層住居 専用地域	約 1,089 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 1,089 ha						約 21.5 %
第二種中高層住居 専用地域	約 148 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 148 ha						約 2.9 %
第一種住居地域	約 708 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 708 ha						約 14.0 %
第二種住居地域	約 354 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 354 ha						約 7.0 %
準住居地域	約 240 ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 240 ha						約 4.7 %
田園住居地域	— ha	—	—	—	—	—	
小 計	— ha						0.0 %
近隣商業地域	約 77 ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 77 ha						約 1.5 %
商業地域	約 146 ha	40 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
	約 5.0 ha	50 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 151 ha						約 3.0 %
準工業地域	約 315 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 315 ha						約 6.2 %
工業地域	約 543 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 543 ha						約 10.7 %
工業専用地域	約 430 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 430 ha						約 8.5 %
合 計	約 5,061 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」「備考欄の数値を合計しても、必ずしも100%とまらない場合がある。」

理由

日立電鉄線の軌道敷を設定根拠としている用途地域について、廃線によりその設定根拠が失われていることから、地形・地物に基づく用途地域に見直し、跡地を活用して整備されたひたちBRT専用道を新たな設定根拠とすることで、合理的な土地利用や都市の健全な発展を促進するため。

K-IF 17-1



記号

第一種低層住居専用地域	A11 第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	A12 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	A21 第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	A22 第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	B1 第一種住居地域
第二種住居地域	B2 第二種住居地域
準住居地域	B3 準住居地域
近隣商業地域	C1 近隣商業地域
商業地域	C2 商業地域
準工業地域	D1 準工業地域
工業地域	D2 工業地域
工業専用地域	D3 工業専用地域

道路	第一種主要道路	第一種主要道路
道路	第二種主要道路	第二種主要道路
道路	第三種主要道路	第三種主要道路
道路	第一種支線道路	第一種支線道路
道路	第二種支線道路	第二種支線道路
道路	第三種支線道路	第三種支線道路
道路	第一種側道	第一種側道
道路	第二種側道	第二種側道
道路	第三種側道	第三種側道
道路	第一種歩道	第一種歩道
道路	第二種歩道	第二種歩道
道路	第三種歩道	第三種歩道
道路	第一種自転車道	第一種自転車道
道路	第二種自転車道	第二種自転車道
道路	第三種自転車道	第三種自転車道
道路	第一種遊歩道	第一種遊歩道
道路	第二種遊歩道	第二種遊歩道
道路	第三種遊歩道	第三種遊歩道
道路	第一種林道	第一種林道
道路	第二種林道	第二種林道
道路	第三種林道	第三種林道
道路	第一種農道	第一種農道
道路	第二種農道	第二種農道
道路	第三種農道	第三種農道
道路	第一種水路	第一種水路
道路	第二種水路	第二種水路
道路	第三種水路	第三種水路
道路	第一種河川	第一種河川
道路	第二種河川	第二種河川
道路	第三種河川	第三種河川
道路	第一種排水路	第一種排水路
道路	第二種排水路	第二種排水路
道路	第三種排水路	第三種排水路
道路	第一種溝	第一種溝
道路	第二種溝	第二種溝
道路	第三種溝	第三種溝
道路	第一種堤防	第一種堤防
道路	第二種堤防	第二種堤防
道路	第三種堤防	第三種堤防
道路	第一種防風林	第一種防風林
道路	第二種防風林	第二種防風林
道路	第三種防風林	第三種防風林
道路	第一種防音壁	第一種防音壁
道路	第二種防音壁	第二種防音壁
道路	第三種防音壁	第三種防音壁
道路	第一種防雪柵	第一種防雪柵
道路	第二種防雪柵	第二種防雪柵
道路	第三種防雪柵	第三種防雪柵
道路	第一種防風柵	第一種防風柵
道路	第二種防風柵	第二種防風柵
道路	第三種防風柵	第三種防風柵
道路	第一種防音柵	第一種防音柵
道路	第二種防音柵	第二種防音柵
道路	第三種防音柵	第三種防音柵
道路	第一種防雪柵	第一種防雪柵
道路	第二種防雪柵	第二種防雪柵
道路	第三種防雪柵	第三種防雪柵
道路	第一種防風柵	第一種防風柵
道路	第二種防風柵	第二種防風柵
道路	第三種防風柵	第三種防風柵
道路	第一種防音柵	第一種防音柵
道路	第二種防音柵	第二種防音柵
道路	第三種防音柵	第三種防音柵



本図は平成14年11月1日現在のもので、変更がある場合は、本図を改訂する。

本図は、国土交通省国土利用政策課「都市計画図」に基づき作成されたものである。

本図は、国土交通省国土利用政策課「都市計画図」に基づき作成されたものである。

本図は、国土交通省国土利用政策課「都市計画図」に基づき作成されたものである。

本図は、国土交通省国土利用政策課「都市計画図」に基づき作成されたものである。

K-IF 17-1

